



Global Supplier

第68期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月25日(木曜日)午前10時

場所 時事通信ホール

- 議案**
- 第1号議案
剰余金処分の件
 - 第2号議案
取締役(監査等委員である
取締役を除く)3名選任の件
 - 第3号議案
監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案
補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

経営理念

新たな価値を創造し 世界のお客様に 信頼される会社を実現する

経営方針

1. グローバル企業としてさらなる発展をめざす
2. ファクトリー&ファブレス機能を強化し
卓越した強みを創造する
3. 企業の成長を通し、社員の幸福と
社会貢献を実現する

Contents

株主の皆様へ	1
第68期 定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告	28
株主総会参考書類（議案）	34

ご参考

トピックス	42
企業情報	44
株主メモ	45

To Our Shareholders

株主の皆様へ

平素は当社の事業経営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症により亡くなられた全ての方々に謹んでお悔み申し上げますとともに、罹患された方々の一日も早いご回復をお祈りいたします。また、各地における感染の早期終息を心よりお祈りいたします。

当期の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化による両国経済の減速と英国のEU離脱問題、欧州における景気の低迷などにより、全体として成長率は鈍化しました。また、わが国経済も世界経済の減速を背景に低成長が継続しました。

さらに本年1月以降は新型コロナウイルス感染症が拡大し、世界各国における外出規制、生産活動の停止や物流の停滞、個人消費の低迷が経済活動に深刻な影響を及ぼしており、厳しい状況が現在も続いています。

当社グループの事業分野であります自動車業界におきましては、国内外において一部の完成車メーカーを除き販売減となり、全体の生産台数は減少しました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりましたが、連結売上高は、国内では当社の主要得意先である商用車メーカーのアジア市場での需要減による減産や特定部品の生産終了、海外では米州、欧州での日系自動車メーカーの販売減による減産と為替換算の影響により、前年比減収となりました。また、連結営業利益においても、各地域における売上減少及び米州における鉄鋼関税引上げを含む原材料費の上昇や中国及び英国での現地通貨安による仕入コスト上昇の影響もあり、前年を下回る業績となりました。

今後の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い、国内外の景気の悪化による自動車販売台数の減少が見込まれ、当社グループを取り巻く経営環境は更に厳しさを増すものと予想されます。

当社グループは、引き続きグローバルサプライヤーとして、「ファクトリー&ファブレス」機能を最大限に活用し、事業基盤の強化と企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
柴崎 衛

2020年6月

(本店所在地) 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号
株式会社オーハシテクニカ
代表取締役社長 柴崎 衛

第68期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)午後5時までに、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月25日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都中央区銀座五丁目15番8号 時事通信ホール(時事通信ビル2階) (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第68期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第68期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>

以 上

第68期定時株主総会運営に関するご協力のお願について

■議決権行使は、可能な限り郵送による事前の行使をお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえまして、株主の皆様の安全確保及び感染拡大防止のために、可能な限り郵送による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

株主総会当日の当社の対応について、以下のとおりご案内いたします。

- ・ 株主総会に出席する取締役、運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・ 受付及び会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・ ご来場の株主様におかれましては、マスクのご着用、アルコール消毒液のご使用、サーモグラフィによる検温等について、ご協力をお願いいたします。検温により、37.5度以上の発熱が確認された場合には、ご入場をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- ・ 会場の座席は従来よりも間隔を空けた配置とさせていただきます。株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけをさせていただくことがございますので、予めご了承ください。

なお、今後の状況変化によっては、ご案内の内容を更新する場合がございますので、適宜、当社ウェブサイト (<https://www.ohashi.co.jp>) をご確認くださいませに存じます。

■100株以上保有の全株主様に「おこめ券」1枚を追加進呈いたします。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応にご協力をお願いするに当たり、今回に限り、株主優待の内容を変更し、100株以上保有いただいております全株主様に「おこめ券」1枚を追加進呈いたします。詳細は巻末の「株主優待のご案内」をご参照ください。

■株主総会にご来場の株主様へのお土産を取り止めとさせていただきます。

本年は、株主総会にご来場の株主様へのお土産を取り止めとさせていただきます。次年度以降の対応につきましては別途検討してまいります。何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です)

日時 2020年6月25日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 東京都中央区銀座五丁目15番8号
時事通信ホール(時事通信ビル2階)

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 当日ご出席の際は、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.ohashi.co.jp>)

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦の長期化による両国経済の減速と英国のEU離脱問題、欧州における景気の低迷などにより、全体として成長率は鈍化しました。また、わが国経済も世界経済の減速を背景に低成長が継続しました。

さらに本年1月以降は新型コロナウイルス感染症が拡大し、世界各国における外出規制、生産活動の停止や物流の停滞、個人消費の低迷が経済活動に深刻な影響を及ぼしており、厳しい状況が現在も続いています。

当社グループの事業分野であります自動車業界におきましては、国内外において一部の完成車メーカーを除き販売減となり、全体の生産台数は減少しました。

このような状況下、当社グループでは積極的な事業展開により業績の拡大に取り組んでまいりましたが、連結売上高は、国内では当社の主要得意先である商用車メーカーのアジア市場での需要減による減産や特定部品の生産終了、海外では米州、欧州での日系自動車メーカーの販売減による減産と為替換算の影響により、前年比減収となりました。また、連結営業利益においても、各地域における売上減少及び米州における鉄鋼関税引上げを含む原材料費の上昇や中国及び英国での現地通貨安による仕入コスト上昇の影響もあり、前年を下回る業績となりました。

当連結会計年度の売上高は359億5百万円（前連結会計年度比9.0%減）、営業利益は32億6千5百万円（同19.9%減）、経常利益は34億1百万円（同18.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億6千万円（同16.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資額は9億円で、その主な内容は次のとおりであります。なお、当該設備投資資金につきましては、自己資金を充当いたしました。

イ. 国内

国内では、当社の機械設備及び金型の取得に1億8千6百万円、子会社であるオーハシ技研工業株式会社の機械設備及び金型の取得に2億2千万円、什器・備品の取得に3千3百万円等、合計で4億7千4百万円の設備投資を行いました。

ロ. 海外子会社

海外子会社においては、米国子会社であるOHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.等の機械設備及び金型の取得に1億5百万円、タイ子会社であるOHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.等の機械設備及び什器・備品の取得に1億4千7百万円、中国子会社である大橋精密件製造（広州）有限公司の工場増築に8千5百万円等、海外合計で4億2千6百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」を適用しております。これにより、海外子会社において、リース資産4億4千9百万円が計上されております。

③ 資金調達の状況

当期における重要な資金調達はありません。

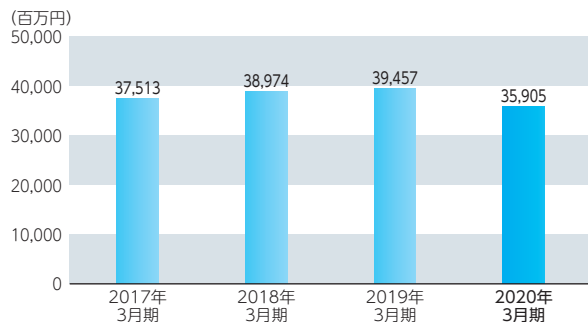
(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第65期 2017年3月期	第66期 2018年3月期	第67期 2019年3月期	第68期 2020年3月期
売上高	(千円)	37,513,677	38,974,576	39,457,167	35,905,452
経常利益	(千円)	3,888,260	4,306,946	4,195,578	3,401,287
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	2,834,814	3,065,665	2,956,741	2,460,743
1株当たり当期純利益		190円58銭	206円13銭	199円2銭	166円87銭
総資産	(千円)	37,182,578	40,752,917	41,912,199	42,360,458
純資産	(千円)	26,457,826	29,293,964	30,681,514	31,925,228

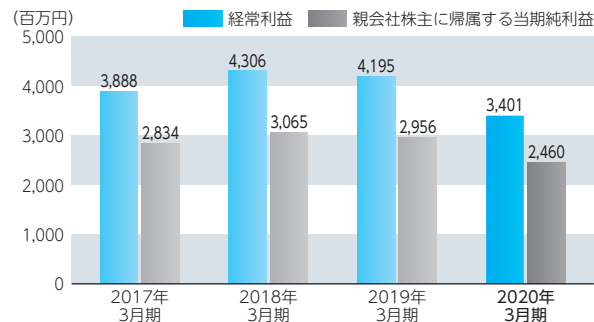
(注) 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を前連結会計年度より適用しており、第65期から第66期までの金額は組替え後の金額で表示しております。

参考資料（連結ベース）

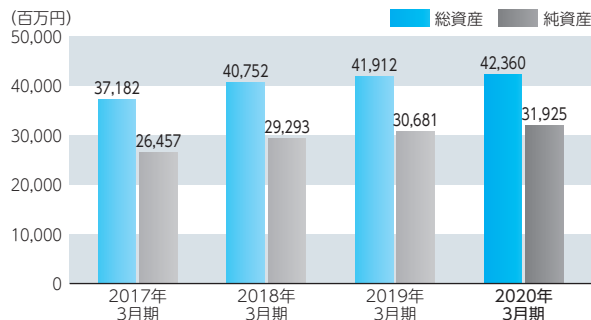
売上高



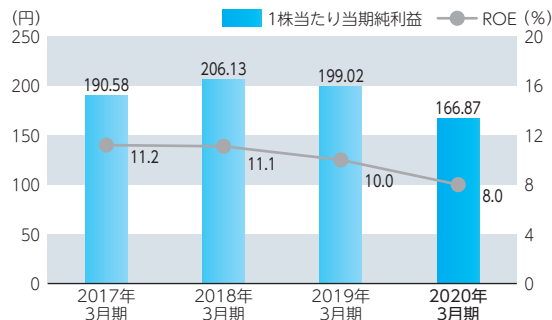
経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益



総資産・純資産



1株当たり当期純利益・自己資本当期純利益率(ROE)



参考

地域別売上高

■日本

新規受注の増加及び開発品の販売が増加したものの、自動車メーカーの生産減少の影響を受け、売上高は200億9千3百万円（前期比9.6%減）となりました。

■米州

新規受注の増加はあったものの、日系自動車メーカーの生産減少に加え、為替の円高影響もあり、売上高は74億6百万円（前期比6.6%減）となりました。

■中国

日系自動車メーカーの生産は堅調に推移し、新規受注の増加があったものの、為替の円高影響を受け、売上高は43億5百万円（前期比4.8%減）となりました。

■アセアン

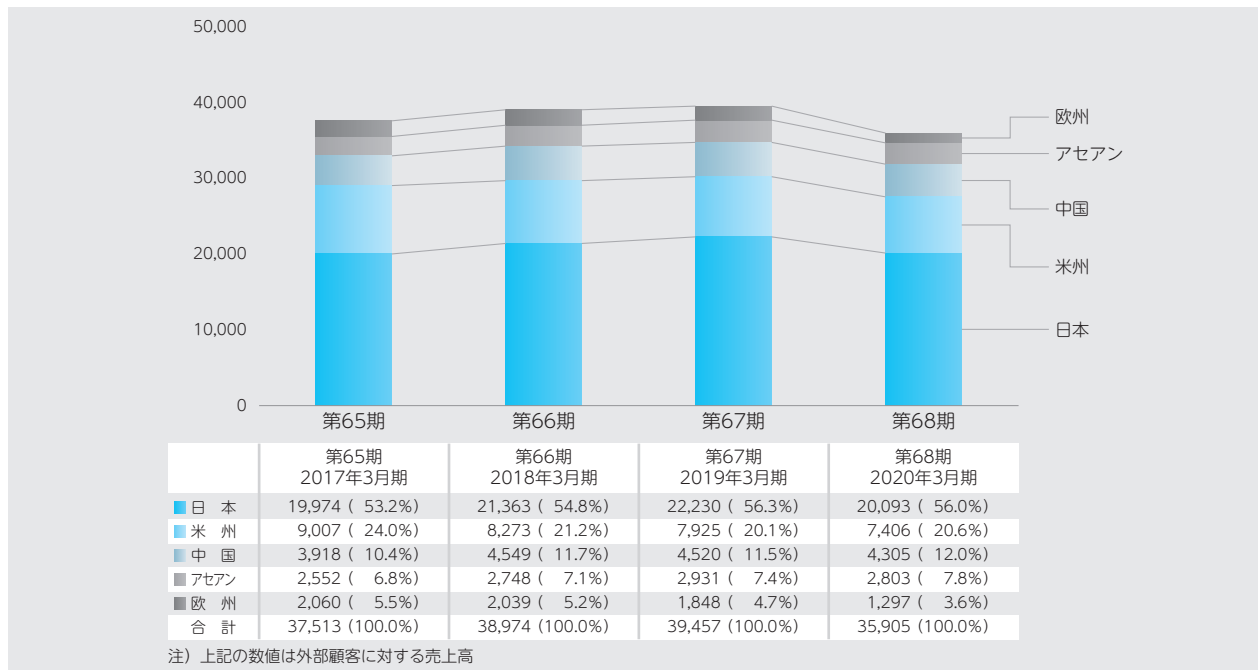
日系自動車メーカーの生産減少の影響を受け、売上高は28億3百万円（前期比4.4%減）となりました。

■欧州

日系自動車メーカーの大幅な生産減少に加え、為替の円高影響もあり、売上高は12億9千7百万円（前期比29.8%減）となりました。

地域別売上高(売上高構成比)の推移

(単位:百万円)



(3) 重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
オーハシ技研工業株式会社	499,000千円	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
株式会社オーハシロジスティクス	100,000千円	100.0%	－	物流事業
OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.	5,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC.	4,500千米ドル	－	100.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC.	6,000千米ドル	－	90.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.	18,400千メキシコペソ	99.9%	0.1%	自動車関連部品の販売
大橋精密件（上海）有限公司	4,000千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の販売
大橋精密件製造（広州）有限公司	12,500千米ドル	100.0%	－	自動車関連部品の製造
広州大中精密件有限公司	6,000千米ドル	70.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
大橋精密電子（上海）有限公司	3,000千米ドル	100.0%	－	情報通信関連部品等の製造・販売
OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD.	407,000千タイバーツ	100.0%	－	自動車関連部品の製造・販売
OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.	95,000千タイバーツ	－	60.0%	自動車関連部品の製造
OHASHI TECHNICA UK,LTD.	1,000千英ポンド	100.0%	－	自動車関連部品の販売
台湾大橋精密股份有限公司	30,000千ニュー台湾ドル	100.0%	－	自動車関連部品の調達
株式会社テーケー	53,000千円	33.9%	－	自動車関連部品の製造・販売
株式会社ナカヒョウ	84,000千円	20.0%	－	自動車関連部品の製造・販売

(注) 1.OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING,INC. の間接所有比率（100.0%）は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。

2.OHASHI NAKAHYO U.S.A.,INC. の間接所有比率（90.0%）は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。

3.OHASHI TECHNICA MEXICO,S.A.DE C.V.の間接所有比率（0.1%）は、OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. が所有しております。

4.OHASHI SATO (THAILAND) CO.,LTD.の間接所有比率（60.0%）は、OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO.,LTD. が所有しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念で掲げている「新たな価値を創造し、世界のお客様に信頼される会社を実現する」ために、グループを挙げて、以下の課題に取り組んでまいります。

① 開発・製造機能の強化による強みの構築

- イ. 幅広いマーケティング活動に基づき、新たな加工技術を開発し競争力を強化する
- ロ. 各製造拠点の生産対応能力を拡大し、ファクトリー機能を強化する
- ハ. 主要調達先との資本提携を推進し、グループ内製造機能を強化する

② グローバル事業体制の強化、拡充

- イ. 新事業拠点展開と既存拠点の機能を強化し、グローバル対応力の向上を図る
- ロ. 各海外子会社の組織体制の強化とローカル社員の経営管理力の向上を図る

③ 戦略的調達活動の推進

- イ. ファブレス機能の更なる強化のために、主要調達先企業との戦略的関係を構築する
- ロ. グローバル調達体制を強化する

④ 企業価値向上への取組み継続

- イ. ESG（環境・社会・企業統治）を重視した企業活動を推進し、持続的成長を図る
- ロ. ステークホルダーへの安定的な還元を実行する

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- ① 自動車関連部品等の製造・販売、及び加工技術開発
- ② 物流業務並びに輸出入業務

(6) 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

① 本社、営業部門、調達部門、海外事業部門

本社

国内事業部門

営業部門

調達部門

海外事業部門

営業部

栃木営業グループ
北関東営業グループ
首都圏営業グループ
南関東第一営業グループ
南関東第二営業グループ
浜松営業グループ
名古屋第一営業グループ
名古屋第二営業グループ
鈴鹿営業グループ
大阪営業グループ
マーケティンググループ

調達部

第一調達チーム
第二調達チーム
第三調達チーム
第四調達チーム

海外事業部

海外営業チーム

東京都港区

東京都港区
栃木県宇都宮市
群馬県邑楽郡
東京都国立市
神奈川県伊勢原市
神奈川県伊勢原市
静岡県浜松市
愛知県高浜市
愛知県高浜市
三重県鈴鹿市
大阪府大阪市
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区
東京都港区

② 子会社

オーハシ技研工業株式会社

株式会社オーハシロジスティクス

OHASHI TECHNICA U.S.A., INC.

OHASHI TECHNICA U.S.A. MANUFACTURING, INC.

OHASHI NAKAHYO U.S.A., INC.

OHASHI TECHNICA MEXICO, S.A. DE C.V.

大橋精密件(上海)有限公司

大橋精密件制造(広州)有限公司

広州大中精密件有限公司

大橋精密電子(上海)有限公司

OHASHI TECHNICA (THAILAND) CO., LTD.

OHASHI SATO (THAILAND) CO., LTD.

OHASHI TECHNICA UK, LTD.

台灣大橋精密股份有限公司

愛知県東海市

東京都国立市

米国オハイオ州サンバリー

米国オハイオ州サンバリー

米国オハイオ州サンバリー

メキシコ国グアナファト州

中国上海市

中国広州市

中国広州市

中国上海市

タイ国サムットプラカーン

タイ国プラチンプリ

英国ウィルトシャー州スウィンドン

台湾高雄市

③ 持分法適用関連会社

株式会社テーケー

株式会社ナカヒョウ

長野県上伊那郡

岐阜県各務原市

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
769名 (100名)	17名減 (11名減)

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
156名(9名)	9名減(3名減)	44.0歳	14.5年

(注)従業員数は就業員数であり、派遣社員、嘱託、パートは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入れ先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 64,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,240,040株
- ③ 株主数 6,493名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
オーハシテクニカ取引先持株会	1,413,300株	9.57%
株式会社みずほ銀行	737,700	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	710,500	4.81
日本生命保険相互会社	660,000	4.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	651,600	4.41
阿部 泰三	486,600	3.29
大橋 玲子	353,700	2.39
明治安田生命保険相互会社	340,000	2.30
MSCO CUSTOMER SECURITIES	311,600	2.11
株式会社佐賀鉄工所	305,600	2.07

(注)当社は自己株式1,480,960株 (2020年3月31日現在) を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権の状況

- ① 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 崎 衛	
取締役	中 村 佳 二	事業推進部長
取締役	古 性 雅 人	国内事業部長 兼 営業部長
取締役（監査等委員・常勤）	伊 田 和 浩	
社外取締役（監査等委員）	三 好 徹	株式会社精工技研 社外取締役（監査等委員）
社外取締役（監査等委員）	新 妻 幹 夫	

- (注) 1.三好徹氏、新妻幹夫氏は社外取締役であります。なお、三好徹氏及び新妻幹夫氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。
- 2.当社は三好徹氏、新妻幹夫氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、両氏はその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し責任を負うものとしております。
- 3.取締役（監査等委員）新妻幹夫氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する高い知見を有するものであります。
- 4.監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、伊田和浩氏を常勤監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－）	95,491千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （2名）	25,688千円 （12,240千円）
合 計 （うち社外役員）	9名 （2名）	121,179千円 （12,240千円）

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含み30,327千円）は含まれておりません。

2. 取締役の支給額には役員賞与31,200千円が含まれております。

3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第64期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額4億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額1億円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区 分	氏 名	兼職先	社外取締役の兼職先と当社との間における特別な関係
社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	三 好 徹	株式会社精工技研 社 外 取 締 役 （ 監 査 等 委 員 ）	該当ありません

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	発言状況
社外取締役 （監査等委員）	三 好 徹	取締役会 16回／17回 監査等委員会 9回／10回	弁護士としての視点から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	新 妻 幹 夫	取締役会 17回／17回 監査等委員会 10回／10回	税理士としての専門的な見地から取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

③ 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	34,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	34,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む)の監査(会社法または金融商品取引法《これらに相当する外国の法令を含む》の規定によるものに限る)を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、監査等委員会が定める会計監査人评价基準に基づき、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」）及び当該体制の運用状況

(5-1) 「内部統制システム構築の基本方針」

2016年6月24日開催の当社取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い決議いたしました「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

① 当社及び子会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業として法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をするべく、オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」を制定し、また役員及び全従業員を対象とした行動指針として、オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」を定め、当社及び子会社内で周知徹底を図る。
 - ロ. グループ全体の業務の適正を確保するため、社長直轄の「内部統制統括部」を設置し、関係部門と協力して内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
 - ハ. コンプライアンス担当部署として、内部統制統括部の下にコンプライアンス・リスク管理チームを、さらに内部統制全般、コンプライアンス、リスク管理に関する重要問題を討議するための常設協議機関として「内部統制委員会」を設置する。
- 二. 法令・定款・諸規則並びに規定に違反する行為を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として内部通報制度を、また社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部通報制度（ホットライン）を設置し、運用を行う。
- ホ. 内部監査部門により、子会社も含め実効性のある業務監査を実施する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書により保存し、これらは別途定める文書管理取扱要領に基づき保存・管理するものとする。取締役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規定その他の体制

内部統制を管轄する組織の中に、リスク管理を統括する部門であるコンプライアンス・リスク管理チームを置き、リスク管理規定を定め、当社及び子会社を含めた管理体制の構築・運用を行う。併せて内部監査部門が部門ごとのリスク管理の状況を監査し、改善に努める。

また自然災害やシステム障害等に備え、緊急時の対策マニュアルとして「事業継続計画」（Business Continuity Plan）の策定及び見直しを行い、予測リスクの極小化及び最短時間での基幹業務の復旧を図るための体制を整備する。

④ 当社及び子会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月1回、定時取締役会を開催するほか、適宜、臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、事前に経営戦略会議において審議を行い、その審議を経て取締役会で決定する。

- . 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規定、職務権限規定において、当社及び子会社を含め、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ハ. 取締役会において決定された中期経営計画及び年度業務計画については、社内取締役、執行役員、各事業部門長から構成された主管業務報告会において、毎月1回、業績並びに課題を報告させ、具体的な対策・指導を実施する。
- 二. 子会社の経営に関する重要事項については、必要に応じ事前に経営戦略会議における審議を経て、取締役会で決定する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 国内及び海外の子会社の管理については、「国内関係会社管理要領」「海外関係会社管理要領」に基づき、各子会社の事業を所管する事業部門と連携して各社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。また、必要に応じて取締役及び監査役に就任することを含め、各社への指導、支援を行う。
- . 子会社から担当役員への報告事項を、上記各管理要領に定め、これを受けて担当役員が取締役に報告する。また、海外子会社社長を、定期的に本社に招集してグローバル経営戦略会議を開催し、子会社社長からの報告を受け、当社取締役による指示・指導を実施する。
- ハ. さらに、子会社の業務活動全般についても内部監査の対象とし、グループとしての内部管理体制の構築を推進する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに、当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の設置について、監査等委員会から要請があった場合、その任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で決定すること、また、当該取締役及び使用人は当該業務に関して監査等委員会の指揮命令に従うこととし、他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。

⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項、役職員による不正行為や重要な法令・定款違反を発見した時、その他監査等委員会に報告すべきものと定めた事項が発生した場合は、監査等委員会に報告することとする。また前記に関わらず選定監査等委員はいつでも必要に応じて、前記の者に対して報告を求めることができることとする。
- . 監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営戦略会議その他の重要な会議に出席するとともに、選定監査等委員は、必要に応じて当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対してその説明を求めることができるものとする。
- ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社監査役と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。

- 二. 監査等委員会や通報窓口へ通報を行った者に対し、通報したことを理由としていかなる不利益をも課してはならない旨定め、役職員に周知徹底する。
- ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還に関しては、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社並びに子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図るものとする。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「企業行動憲章」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固たる決意で一切の関係を遮断する。
- ロ. 反社会的勢力に対しては、組織をあげて断固として対決するために、経営トップによる絶縁宣言を行うとともに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、関係会社も含めた反社会的勢力排除にむけた教育、啓発活動を実施する。

(5-2) 「内部統制システムの運用状況」

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. オーハシテクニカグループ「コンプライアンスガイドライン」の朝礼での唱和、当社グループ役職員を対象としたコンプライアンス教育の継続的实施等により、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
- ロ. 法令違反行為、社内規定違反行為を早期に発見し是正することを目的とし、社内の内部統制統括部、常勤監査等委員または社外の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用しております。
- ハ. 内部監査部門である内部統制統括部により、年度監査計画に基づき、子会社も含め内部監査(内部統制監査及び業務監査)を実施し、必要に応じて改善を求め、その結果を確認することとしています。監査結果については、代表取締役社長に都度報告されるとともに、常勤監査等委員にもすべて報告されております。これらの総括に関し、代表取締役社長を委員長とし関連本部部長から構成される「内部統制委員会」の場で報告の上、課題や対策について協議し、また、別途、監査等委員会にも報告しております。

② 損失の危険の管理に関する体制

各部門ごとのリスク管理の状況につき、月次で開催する主管業務報告会にて主要部門長からの報告を行い、取締役による監督を受けております。また、内部統制統括部による監査結果報告を受け、内部統制委員会において協議しております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では毎月1回の定時取締役会及び必要に応じ開催する臨時取締役会も含め、2019年度、合計17回の取締役会を開催いたしました。また、取締役会に先立って重要事項について審議する経営戦略会議を合計15回開催いたしました。これらを通じ、取締役の職務執行の効率性、適正性についての監督を行っております。

④ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の管理状況に関しては、担当役員がとりまとめて取締役会に月次で報告しております。また、定期的に（半期毎）グローバル経営戦略会議を開催し、海外子会社社長からの報告を受けて、当社取締役による指示・指導を実施しております。

ロ. 内部監査部門である内部統制統括部が、国内外子会社4社の内部監査を実施いたしました。

⑤ 監査等委員会の実効的な監査を確保するための体制

イ. 常勤監査等委員を通報窓口の一つと指定している他、内部通報を社外窓口である法律事務所にて受け付けた場合も、社内窓口である内部統制統括部を経由して、必ず常勤監査等委員に情報が集まる仕組みとし、運用しております。また通報したことを理由として不利益を課してはならない旨、運営要領に定め、周知徹底しております。

ロ. 常勤監査等委員は、取締役会、経営戦略会議等の重要な社内会議に出席し、子会社を含めた情報を収集している他、会計監査人、内部監査部門と、定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかし、明白に当社の企業価値や株主共同の利益を侵害する恐れのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの等、こうした企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組みの概要

当社グループの特徴と強みは、国内外において「ファクトリー&ファブレス」機能を最大限に活用しながら、市場の変化を予測し、様々な技術領域を超えたグローバルサプライヤーとして、お客様への部品供給を実現できることにあります。こうした事業展開を可能にするため、社員の教育・研修に独自の制度を設け、人材の開発を強力に推進しております。

さらに、創業以来築きあげてきた国内外のお客様や多くのステークホルダーとの信頼関係を、現在の経営トップ以下全役職員が不断的努力により維持発展させていくことが、当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

③ 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2006年5月18日開催の取締役会決議により、当社株式等の大規模買付行為への対応策（買取防衛策）を導入し、2018年6月26日開催の当社第66期定時株主総会におきまして、内容の一部を改定した上で継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取るることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、「特別委員会」の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、2021年6月開催予定の当社第69期定時株主総会終結の時までとなっております。

④ 取組みの具体的な内容に対する、当社取締役会の判断及びその理由

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、当社基本方針に沿い、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

ロ. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等への大規模買付等がなされようとする際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会において承認の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様の意思が十分反映される仕組みとなっています。

二. 独立性の高い委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として特別委員会を設置しております。

特別委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外有識者の中から当社取締役会により選任された者により構成されます。

また、当社は必要に応じ特別委員会の判断の概要について、株主の皆様にご情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

ホ. 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、上記に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。以上から、本プランが当社役員地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

ヘ. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会において、いつでも廃止することができるものとしています。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期が1年のため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	33,958,686
現金及び預金	21,843,866
受取手形及び売掛金	6,798,745
商品及び製品	3,962,537
仕掛品	472,936
原材料及び貯蔵品	539,537
その他	349,452
貸倒引当金	△8,387
固定資産	8,401,772
有形固定資産	5,965,385
建物及び構築物	2,588,238
機械装置及び運搬具	1,047,313
工具器具備品	399,371
土地	1,411,690
建設仮勘定	518,772
無形固定資産	246,845
ソフトウェア	197,345
その他	49,500
投資その他の資産	2,189,541
投資有価証券	1,381,026
繰延税金資産	286,891
その他	524,120
貸倒引当金	△2,497
資産合計	42,360,458

科目	金額
負債の部	
流動負債	9,606,298
支払手形及び買掛金	2,914,965
電子記録債務	5,185,536
未払法人税等	416,486
賞与引当金	195,224
役員賞与引当金	31,200
その他	862,885
固定負債	828,932
繰延税金負債	7
退職給付に係る負債	607,760
その他	221,164
負債合計	10,435,230
純資産の部	
株主資本	30,894,864
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,622,030
利益剰余金	28,954,967
自己株式	△1,507,804
その他の包括利益累計額	605,374
その他有価証券評価差額金	104,201
為替換算調整勘定	457,992
退職給付に係る調整累計額	43,180
非支配株主持分	424,989
純資産合計	31,925,228
負債・純資産合計	42,360,458

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	35,905,452
売上原価	27,257,185
売上総利益	8,648,267
販売費及び一般管理費	5,382,328
営業利益	3,265,938
営業外収益	249,633
受取利息	68,196
受取配当金	44,303
持分法による投資利益	38,177
作業くず売却益	36,241
補助金収入	32,407
その他	30,308
営業外費用	114,284
支払利息	5,942
為替差損	52,962
開業費	52,537
その他	2,842
経常利益	3,401,287
特別利益	194,578
固定資産売却益	3,306
投資有価証券売却益	125,071
補助金収入	66,200
特別損失	94,733
固定資産売却損	2,267
固定資産除却損	6,507
投資有価証券評価損	649
事業所移転費用	85,307
その他	1
税金等調整前当期純利益	3,501,132
法人税、住民税及び事業税	1,071,009
法人税等調整額	△50,266
当期純利益	2,480,389
非支配株主に帰属する当期純利益	19,645
親会社株主に帰属する当期純利益	2,460,743

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,825,671	1,622,030	27,254,263	△1,506,012	29,195,952
会計方針の変更による 累積的影響額			△7,325		△7,325
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,825,671	1,622,030	27,246,937	△1,506,012	29,188,627
当期変動額					
剰余金の配当			△752,714		△752,714
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,460,743		2,460,743
自己株式の取得				△1,792	△1,792
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,708,029	△1,792	1,706,237
当期末残高	1,825,671	1,622,030	28,954,967	△1,507,804	30,894,864

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計		
当期首残高	521,023	506,529	42,422	1,069,976	415,585	30,681,514
会計方針の変更による 累積的影響額						△7,325
会計方針の変更を反映した 当期首残高	521,023	506,529	42,422	1,069,976	415,585	30,674,188
当期変動額						
剰余金の配当						△752,714
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,460,743
自己株式の取得						△1,792
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△416,822	△48,536	757	△464,601	9,404	△455,197
当期変動額合計	△416,822	△48,536	757	△464,601	9,404	1,251,039
当期末残高	104,201	457,992	43,180	605,374	424,989	31,925,228

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	17,797,427
現金及び預金	11,453,688
受取手形	70,777
売掛金	5,108,428
商品	973,743
貯蔵品	1,207
前払費用	19,331
短期貸付金	1,720
その他	168,786
貸倒引当金	△256
固定資産	12,421,239
有形固定資産	2,079,750
建物	1,090,844
構築物	161,764
機械及び装置	56,485
車両運搬具	1,983
工具器具備品	74,335
土地	693,959
建設仮勘定	377
無形固定資産	152,302
ソフトウェア	147,056
その他	5,245
投資その他の資産	10,189,186
投資有価証券	1,115,129
関係会社株式	6,002,514
関係会社出資金	2,494,885
長期貸付金	829
保険積立金	262,583
繰延税金資産	124,828
その他	190,912
貸倒引当金	△2,498
資産合計	30,218,666

科目	金額
負債の部	
流動負債	7,359,103
支払手形	160,404
買掛金	1,412,216
電子記録債務	4,993,843
未払金	198,135
未払費用	70,598
未払法人税等	324,686
預り金	9,519
賞与引当金	117,404
役員賞与引当金	31,200
その他	41,096
固定負債	488,028
退職給付引当金	449,536
資産除去債務	32,987
その他	5,505
負債合計	7,847,132
純資産の部	
株主資本	22,267,213
資本金	1,825,671
資本剰余金	1,622,234
資本準備金	1,611,444
その他資本剰余金	10,790
利益剰余金	20,311,998
利益準備金	147,356
その他利益剰余金	20,164,641
圧縮積立金	165,530
別途積立金	7,970,000
繰越利益剰余金	12,029,110
自己株式	△1,492,690
評価・換算差額等	104,320
その他有価証券評価差額金	104,320
純資産合計	22,371,534
負債・純資産合計	30,218,666

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	20,926,648
売上原価	16,257,407
売上総利益	4,669,241
販売費及び一般管理費	2,874,079
営業利益	1,795,161
営業外収益	984,229
受取利息及び配当金	901,574
その他	82,655
営業外費用	86,987
為替差損	66
賃貸費用	85,287
その他	1,633
経常利益	2,692,403
特別利益	191,271
投資有価証券売却益	125,071
補助金収入	66,200
特別損失	667
固定資産除却損	15
投資有価証券売却損	1
投資有価証券評価損	649
税引前当期純利益	2,883,008
法人税、住民税及び事業税	690,029
法人税等調整額	20,108
当期純利益	2,172,871

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,825,671	1,611,444	10,790	1,622,234	147,356	170,092	7,970,000	10,604,392	18,891,841
当期変動額									
圧縮積立金の取崩						△4,561		4,561	-
剰余金の配当								△752,714	△752,714
当期純利益								2,172,871	2,172,871
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△4,561	-	1,424,718	1,420,157
当期末残高	1,825,671	1,611,444	10,790	1,622,234	147,356	165,530	7,970,000	12,029,110	20,311,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,492,632	20,847,114	520,549	520,549	21,367,664
当期変動額					
圧縮積立金の取崩			-		-
剰余金の配当		△752,714			△752,714
当期純利益		2,172,871			2,172,871
自己株式の取得	△58	△58			△58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△416,228	△416,228	△416,228
当期変動額合計	△58	1,420,098	△416,228	△416,228	1,003,869
当期末残高	△1,492,690	22,267,213	104,320	104,320	22,371,534

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーハシテクニカ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社オーハシテクニカ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須山 誠一郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーハシテクニカの2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社オーハシテクニカ 監査等委員会

常勤監査等委員 伊 田 和 浩 ㊟

監 査 等 委 員 三 好 徹 ㊟

監 査 等 委 員 新 妻 幹 夫 ㊟

(注) 監査等委員三好徹及び新妻幹夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社では、中長期的に企業価値を高め、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つと位置付けております。

第68期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の業績動向、財務基盤等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

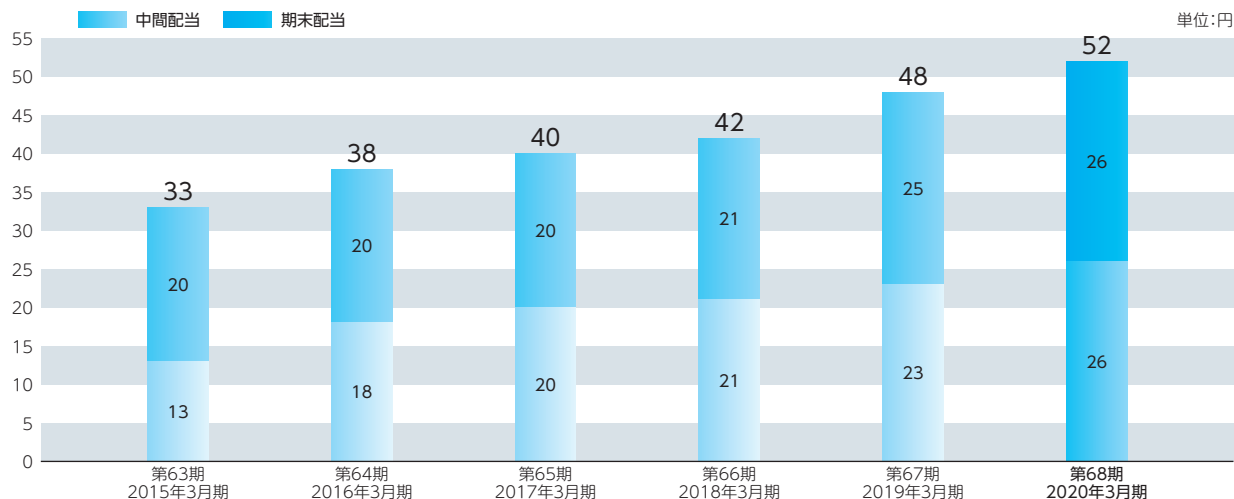
当社普通株式1株につき26円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は383,736,080円となります。

これにより、中間配当を含めた通期の配当金は、1株につき52円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

配当金の推移



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	
1	柴崎 衛	代表取締役社長 指名・報酬委員会委員	再任
2	中村 佳二	取締役 事業推進部長	再任
3	古性 雅人	取締役 国内事業部長 兼 営業部長	再任

<ご参考> 取締役候補者の指名方針

当社の取締役候補の指名に関しては、経営戦略企画力、業務遂行能力、経営管理能力、リスク管理能力、人格等を総合的に評価の上、決定しております。指名に当たっては、指名・報酬委員会の審議結果を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

候補者番号

1

しばさき
柴崎

まもる
衛 (1956年5月14日生)

所有する当社の株式数…………… 62,700株
取締役在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年4月	当社入社	2008年6月	取締役 海外事業部長
2001年11月	OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC. 社長	2011年8月	取締役 営業本部長
2003年6月	執行役員 同上	2014年6月	常務取締役
2007年6月	取締役 経営企画部長	2015年6月	代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在も当社グループの統括責任者としてリーダーシップを発揮しております。同氏のその能力・経験を引続き当社グループの経営に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なかむら
中村

よしじ
佳二 (1960年3月3日生)

所有する当社の株式数…………… 31,500株
取締役在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1982年4月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社 みずほ銀行) 入行	2011年6月	執行役員 管理部長
2009年12月	当社出向	2011年8月	執行役員 経営企画部長
2010年1月	管理部長	2015年6月	取締役 経営企画部長
2010年12月	当社入社	2019年11月	取締役 事業推進部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

経営企画・管理部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、事業戦略等の企画立案と実行推進、併せて国内子会社・グループ会社全般の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験を活かし、引続きグループ全体の政策決定、管理機能強化を担うべく、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ふるしょう まさと
古性 雅人 (1956年9月27日生)

所有する当社の株式数…………… 42,900株
取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年4月	当社入社	2015年6月	執行役員 調達部長
2000年1月	OHASHI TECHNICA UK,LTD.社長	2016年10月	執行役員 第二営業部長
2003年6月	執行役員 同上	2017年12月	執行役員 営業部長
2009年6月	上席執行役員 第一営業統括部長	2018年6月	取締役 営業部長
2011年10月	上席執行役員 OHASHI TECHNICA U.S.A.,INC.社長	2019年3月	取締役 国内事業部長 兼 営業部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

国内・海外部門での豊富な経験と知見を有しており、現在、国内事業部門の統括業務を担っております。同氏のその能力・経験をグループの業績拡大に活かすため、取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	
1	伊田 和浩	監査等委員である取締役	再任
2	三好 徹	監査等委員である社外取締役 指名・報酬委員会委員長	再任
3	新妻 幹夫	監査等委員である社外取締役 指名・報酬委員会委員	再任

候補者番号

1

伊田 和浩 (1960年4月1日生)

所有する当社の株式数…………… 5,900株
取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1983年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2011年4月 当社出向
2012年4月 当社入社 内部統制統括部長
2019年6月 監査等委員である取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

監査等委員である取締役候補者とした理由

これまでの内部統制統括部長としての監査経験を通じて、グループの事業に関する広範で深い知見を有しております。これらの経験・能力等を引続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

三好 徹 (1947年4月15日生)

所有する当社の株式数…………… 17,000株
社外取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 16/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1976年4月 弁護士登録 柏原法律事務所所属
1978年9月 三好総合法律事務所を開設、現在に至る
1997年6月 当社社外監査役
2016年6月 監査等委員である社外取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社精工技研 監査等委員である社外取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

三好徹氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は弁護士として企業法務に関する豊富な知見を有するとともに、当社社外監査役、社外取締役監査等委員としての経験から、当社グループの事業にも精通しております。これらの経験・能力等を引続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

にいづま みにきお
新妻 幹夫 (1950年12月11日生)

所有する当社の株式数…………… 4,900株
社外取締役在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 17/17回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1976年 4月	東京国税局入局	2011年 9月	新妻幹夫税理士事務所開設、 現在に至る
2001年 7月	戸塚税務署副署長	2013年 6月	当社社外監査役
2007年 7月	東京国税局査察部査察国際課長	2016年 6月	監査等委員である社外取締役 (現任)
2009年 7月	藤沢税務署長		
2011年 8月	税理士登録		

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

新妻幹夫氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は税理士として財務及び会計に関する高い知見を有するとともに、国内外の企業税務に精通しております。これらの経験・能力等を引続き当社グループの経営及び監査に活かすため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 三好徹氏、新妻幹夫氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 三好徹氏、新妻幹夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。なお、両氏の再任が承認された場合、引続き両氏を独立役員とする予定です。
4. 当社は、三好徹氏、新妻幹夫氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としており、三好徹氏、新妻幹夫氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定です。
5. 所有する当社の株式数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
6. 伊田和浩氏は、2019年6月25日開催の第67期定時株主総会にて監査等委員である取締役に選任されたため、第68期に出席した取締役会の開催回数が他氏と異なっております。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たぐち
田口

たけひさ
武尚 (1943年7月14日生)

所有する当社の株式数…………… 6,300株
在任年数…………… -
取締役会出席状況…………… -

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1962年4月	東京国税局入局	2002年8月	田口武尚税理士事務所開設、 現在に至る
2000年7月	葛飾税務署長	2008年6月	当社社外監査役
2001年7月	立川税務署長	2013年6月	当社社外取締役
2002年8月	税理士登録	2016年6月	当社社外取締役退任

[重要な兼職の状況]

重要な兼職はありません。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

田口武尚氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、同氏は税理士として財務及び会計に関する高い知見並びに当社の社外役員として長年の経験を有しており、監査等委員である社外取締役に就任した場合は、その職務を十分に遂行していただけるものと考えております。

- (注) 1. 田口武尚氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 田口武尚氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田口武尚氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、田口武尚氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、改めて独立役員として同取引所に届出をする予定です。
4. 田口武尚氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

以上

イノベーションの実現に向けた取り組み

自動車業界は、100年に一度の変革期に直面しています。

自動車ビジネスの変化を表す「CASE」はコネクテッド、自動運転、シェア&サービス、電動化を指す言葉ですが、これらの進化と共に新たな技術やより高性能な部品のニーズが生まれてきています。



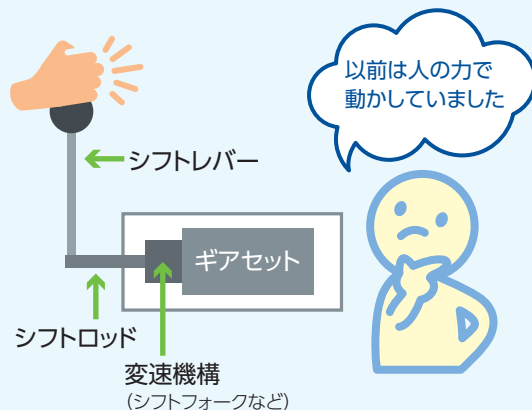
オーハシグループの新たな価値づくり

進化の一つである自動運転では、自動車の基本動作である走る・曲がる・止まるにおいて、人間の力を使うのではなく電気信号で伝える「バイ・ワイヤ[by wire]」と呼ばれるシステムが不可欠です。

そのバイ・ワイヤシステムを使ったシフト操作をご説明します。

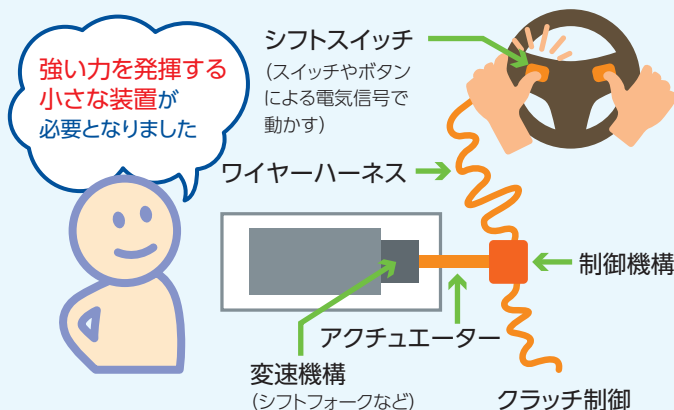
従来の自動車

〈旧来のマニュアル変速機構〉



近年の自動車

〈シフト・バイ・ワイヤ〉



オーハシテクニカは、市場の変化をお客様への更なる貢献のチャンスと捉え、新たな価値の創造とグローバルな対応力の強化に、積極的に取り組んでいます。

その成果の一つとして、当社の独自技術である「圧入プロジェクション接合技術」を活用した自動運転関連部品の開発成功があり、これらの部品は大手日系自動車メーカー数社において採用が決定しております。

オーハシテクニカは、常に進化を追い求め、今後も新しいクルマづくりに貢献してまいります。



圧入プロジェクション接合技術部品

シフト・バイ・ワイヤ 部品に対する 新たなニーズ

- 高強度化
- 高精度化
- 軽量・コンパクト化

これらを両立させる
技術ニーズが拡大

オーハシテクニカの独自技術
『圧入プロジェクション接合技術』
の強みが活かしてくる

高強度で
信頼性の高い接合技術

歪みが少なく
高精度な接合が可能

簡素化された形状で
コンパクト設計に貢献

シフト・バイ・ワイヤ
部品の開発
に成功！

日系自動車メー
カー数社にて採
用が決定



企業情報 (2020年3月31日現在)

会社概要

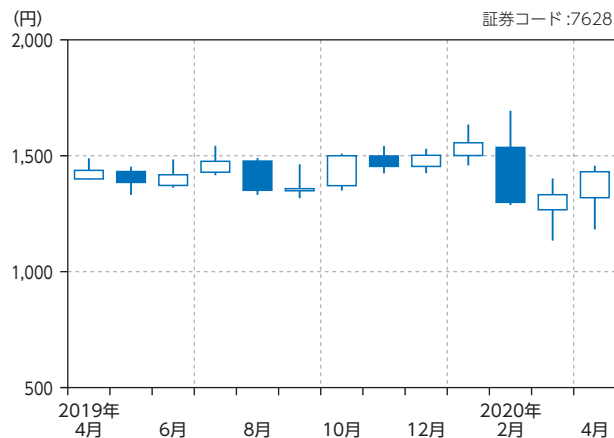
社名	株式会社オーハシテクニカ OHASHI TECHNICA INC.
本社	〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル10階
設立	1953年3月12日
資本金	18億2,567万円
従業員数	グループ合計769名
連結子会社	国内2社、海外12社
持分法適用関連会社	国内2社
主な事業内容	①自動車関連部品等の製造・販売、及び加工技術開発 ②物流業務並びに輸出入業務

株式情報

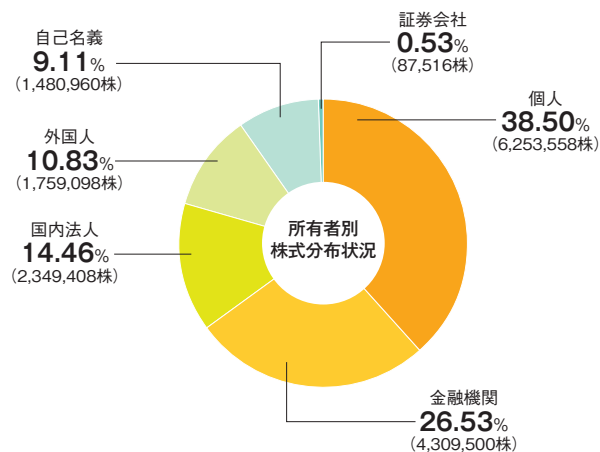
株式数及び株主数

発行可能株式総数	64,000,000株
発行済株式総数	16,240,040株
株主数	6,493名

株価の推移(東京証券取引所)



所有者別株式分布状況



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	
定時株主総会・期末配当 中間配当	毎年3月31日 毎年9月30日
株主名簿管理人 (特別口座管理機関)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
公告方法	下記ホームページに掲載いたします。 https://www.ohashi.co.jp

**住所変更、単元未満株式の
買取のお申出先について**

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が
開設されました株主様は、特別口座の口座管
理機関である三井住友信託銀行株式会社にお
申出ください。

**未払配当金の支払いに
ついて**

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式
会社にお申出ください。

配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております
「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に
基づく「支払通知書」を兼ねております。株式
数比例配分方式をご選択いただいている株主
様につきましては、源泉徴収税額の計算は証
券会社等にて行われます。確定申告を行う際
の添付資料につきましては、お取引の証券会
社にご確認をお願いします。

株主優待のご案内

当社では、株主の皆様へ感謝の意を示すとともに、長期的なご支援をいた
だけるよう、株主優待を実施しています。

100株以上保有の全株主様に、保有数に応じた枚数
のおこめ券を年に2回お届けしています。

また、2008年からは長期保有優遇制度
も導入いたしており、3年以上継続保有の
株主様に対しては、更におこめ券を1枚
(1kg)追加進呈いたしております。



～株主優待の内容～ おこめ券を進呈

100株以上	1枚 (1kg)
1,000株以上	3枚 (3kg)
10,000株以上	5枚 (5kg)

※3年以上継続保有の株主様に対しては、更に1枚
を追加進呈いたしております。

割当基準日	3月末日・9月末日
優待回数	年2回

※今回に限り、株主優待の内容を変更し、100株以上保有いただいております全株主様に「おこめ券」1枚を追加進呈いたします。

株主総会会場ご案内図

時事通信ホール(時事通信ビル2階)

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話 03-3546-6606



交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線

「東銀座駅」6番出口から徒歩1分

都営地下鉄大江戸線 「築地市場駅」A3出口から徒歩4分

東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線

「銀座駅」A5出口から徒歩7分

JR山手線・京浜東北線 「有楽町駅」中央口から徒歩12分

(注) 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株式会社オーハシテクニカ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル10階

TEL. 03-5404-4411 (代)

IRに関してのお問い合わせ: ir@ohashi.co.jp

<https://www.ohashi.co.jp>



PROJECT-
With the Earth

この冊子の印刷・製本に係るCO₂は
PROJECT-With the Earth を
通じてオフセット(相殺)しています。

